

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例〔地域活動推進課〕

平成5年6月23日

条例第26号

改正 平成10年9月29日条例第42号

平成14年9月24日条例第44号

平成14年9月25日条例第45号

平成20年9月19日条例第73号

平成22年3月8日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する職務を代行する者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(平20条例73・一部改正)

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面で市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、登録を申請する書面に押印すべき印鑑は、熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和52年条例第2号)の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

(登録)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の

代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

(平14条例44・一部改正)

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、当該認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第6条 市長は、第4条の規定による認可地縁団体印鑑登録原票に、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他市長が必要と認める事項

(平22条例32・一部改正)

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(平14条例44・平14条例45・一部改正)

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(平14条例44・平22条例32・一部改正)

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して当該印鑑の登録の廃止を申請しようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した申請書により市長に対して当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

（平14条例44・一部改正）

（認可地縁団体印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に係る登録印鑑として適当でないと認められるに至った場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 市長は、第9条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

（平14条例44・平14条例45・平20条例73・一部改正）

（代理人による申請）

第12条 省令第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書類を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録をうけている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

（平14条例44・一部改正）

（閲覧の禁止）

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

（質問調査）

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な

事項について調査することができる。

(熊本市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(平10条例42・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平10条例42・旧第15条繰下)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平20条例73・旧附則・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年条例第21号)の規定によりなされた印鑑の登録その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例73・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧城南町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年条例第11号)又は旧植木町認可地縁団体印鑑条例(平成5年条例第25号)の規定によりなされた印鑑の登録その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平22条例32・追加)

附 則(平成10年9月29日条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第73号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、同年10月6日から施行する。

附 則（平成22年3月8日条例第32号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

ただし、第6条第4号及び第8条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。